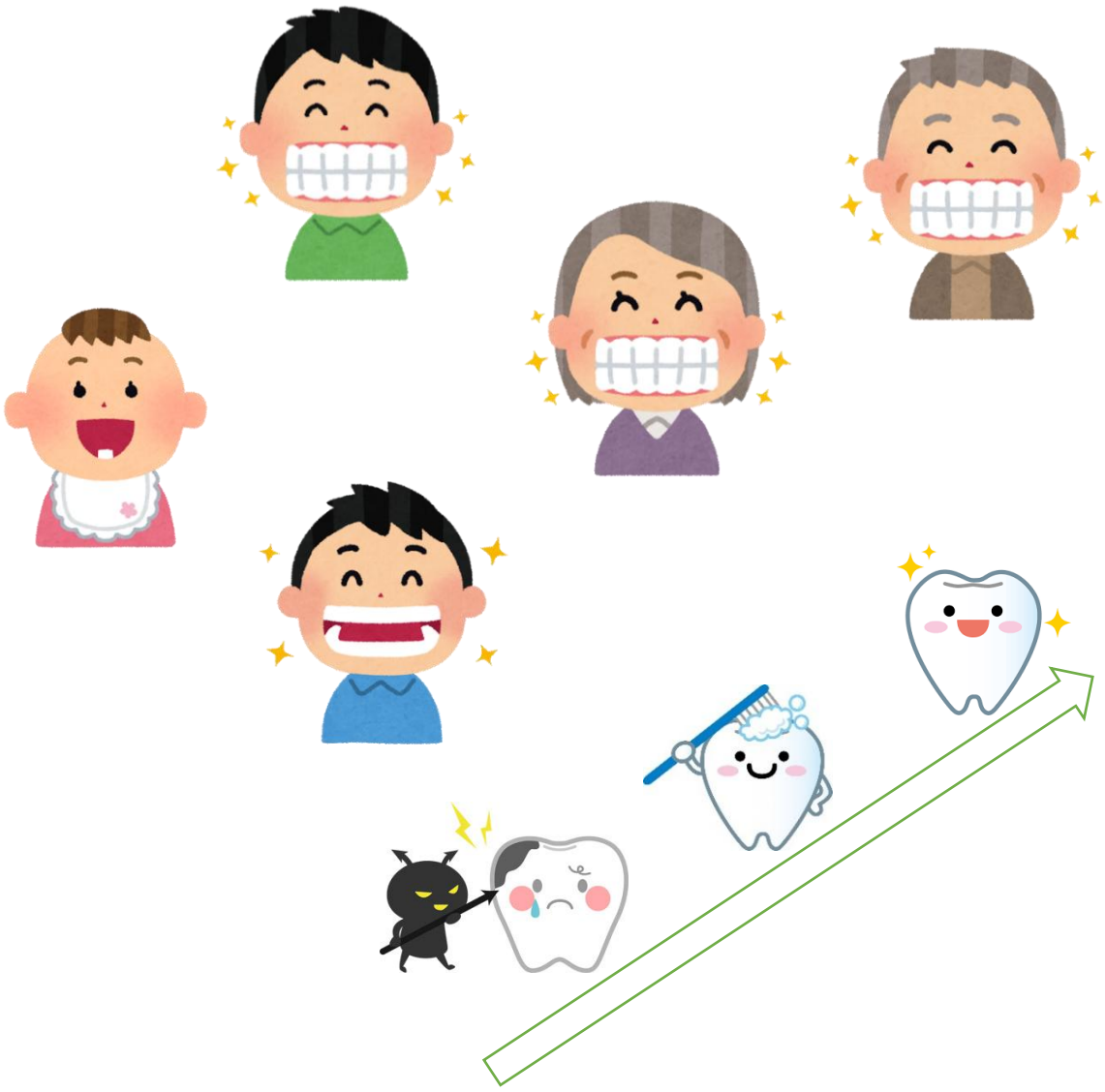
【資料２－２】

大阪市歯と口腔の健康づくりアクションプラン
～すこやか大阪２１（第３次）～



大阪市

目　次

第１章　歯と口腔の健康づくりにおける基本的な考え方
１　これまでの歯と口腔の健康づくりに関する取組・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　アクションプランの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
３　アクションプランの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
４　アクションプランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
第２章　歯と口腔の健康づくりにかかる目標
歯と口腔の健康づくりにかかる目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
第３章　ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの推進に向けた取組
１　乳幼児期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
２　少年期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
３　青年期・壮年期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
４　高齢期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
第４章　歯と口腔の健康づくりを支える社会環境整備
１　かかりつけ歯科医での予防管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
２　サポートを必要とする方(障がい(児)者・介護を必要とする高齢者)の支援　・・・・・・Ｐ９
３　災害時における歯と口腔の健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
第５章　歯と口腔の健康づくりアクションプランの進捗管理について
歯と口腔の健康づくりアクションプランの進捗管理について・・・・・・・Ｐ１１

参考
大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第３次)」の概要・・・・・・　・Ｐ１４



第１章　歯と口腔の健康づくりにおける基本的な考え方

１　これまでの歯と口腔の健康づくりに関する取組

○ 大阪市では、平成 13(2001)年に「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念に大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣の改善に取り組むべき事項の１つとして、「歯・口腔の健康」の分野を設けました。

○ また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」、「第２次大阪府歯科口腔保健計画」、「すこやか大阪２１(第２次後期)」、「第３次大阪市食育推進計画」及び他の関連計画の主旨を踏まえ、平成 30(2018)年４月から「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」、令和２(2020)年３月から「大阪市歯と口腔の健康づくりアクションプラン」を施行し、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる歯・口腔の健康の推進に努めてきました。

○ これまでの取組と「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次)」等を踏まえ、令和６(2024)年３月に「すこやか大阪２１(第３次)」において歯・口腔の健康における目標値の設定及び改訂を行いました。

２　アクションプランの基本的な考え方

○ すこやか大阪２１(第３次)における「歯と口腔の健康づくり」についての課題や目標に向けた取組などを示した行動計画書です。

○ 健康寿命の延伸をめざすには、歯と口腔の健康は基礎的かつ重要な役割を果たしており、歯周疾患の予防・治療などによる歯と口腔の健康の保持及び増進に向けた取組が大変重要です。

○ すこやか大阪２１(第２次後期)の最終評価では、「３歳児でう蝕がない者の割合」「12 歳児の一人平均う歯数」「80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合」など着実な成果が認められ目標値に達した目標項目があったものの、「過去１年間に歯科健診を受診した者の割合」「60 歳代における咀嚼良好者の割合」のように目標値に達していないが改善傾向にある目標項目や「40 歳代で進行した歯周炎を有する者の割合」のように改善がなく変わらない目標項目もみられました。

○ 「すこやか大阪２１(第３次)」の主旨を踏まえ、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについて、より効果的に取組を進めるため前アクションプランをもとに「大阪市歯と口腔の健康づくりアクションプラン～すこやか大阪２１（第３次）～」を策定し、定期的な歯科健診受診の更なる推進、歯周病予防や口腔機能維持・向上の重要性についての普及啓発に取り組みます。

３　アクションプランの構成

○ アクションプランは、次の考え方に基づき構成しています。

・市民が、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患治療を早期に受けるこ

とを促進すること。

・乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔の機能並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

・保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

○ 「歯と口腔の健康づくり」における各目標を達成するため、ライフコースアプローチを踏まえてライフステージに応じた課題を明確化し、その対策の方向性と具体的な取組を明示しています。

4　アクションプランの期間

○ 本アクションプランの期間は、「すこやか大阪２１(第３次)」の計画期間に合わせ、令和６(2024)年度から令和 17(2035)年度までの 12 か年を基本とします。

○ 中間年の令和 11（2029）年度に点検・見直しを行います。令和 17(2035)年に評価を行う予定です。

第２章　歯と口腔の健康づくりにかかる目標

ライフステージ	乳幼児期 	少年期 	青年期・壮年期 	高齢期 
特徴	乳歯が生え、食べる機能を獲得する時期	乳歯から永久歯に生えかわる時期	歯周病の増加と悪化・歯根部のう蝕（むし歯）※１　が進む時期	歯の喪失が進み、口腔機能が低下する時期
主な疾患	乳歯う蝕（むし歯） 口腔機能発達不全症	永久歯う蝕（むし歯） 歯根部う蝕（むし歯） 歯周病 ※２		口腔機能低下症
目標項目と指標	３歳児で４本以上のう蝕のある歯を有する者の割合の減少 令和４(2022)年度 2.8% ↓ 令和 16(2034)年度 0%	12 歳児でう蝕のない者の割合の増加 令和３(2021)年度 69.1% ↓ 令和 16(2034)年度 90.0%	過去１年間に歯科健診を受診した者の割合の増加（20 歳以上） 令和４(2022)年度 59.9% →令和 16(2034)年度 70.0%	
			40 歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少（40～70 歳） 令和４(2022)年度 66.6% →令和 16(2034)年度 59.4%	
			50 歳以上における咀嚼良好者の割合の増加（50 歳以上） 令和４(2022)年度 73.6% →令和 16(2034)年度 80.0%	
			60 歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少（60～70 歳）　※３ 令和４(2022)年度 31.3% →令和 16(2034)年度 21.9%	
				80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加（75～84 歳） 令和４(2022)年度 51.8% →令和 16(2034)年度 65.0%
データソース	３歳児歯科健康診査	学校保健統計調査	市民アンケート 歯周病検診	市民アンケート

※１　加齢や歯周病の進行に伴い、歯肉が退縮した結果、もともと歯肉に覆われていた歯の根元が露出するようになる。この露出した部分に発生するう蝕（むし歯）のこと。

※２　明らかな原因疾患がなく、噛む・飲み込む・話す等の口腔機能が十分に発達していない状態。

※３　中間見直し時に"60 歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合"に変更予定。

第３章 ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの推進に向けた取組

１ 乳幼児期

現状と課題

（現状）

３歳児で４本以上のう蝕（むし歯）のある歯を有する者の割合は減少している。

平成 30(2018)年度 4.9%　⇒　令和４(2022)年度 2.8%【大阪市】

（課題）

乳歯が永久歯に及ぼす影響を理解し、乳歯を健全に保つ必要があることを、保護者などに更に理解してもらうことが重要である。

取組の方向性

・早い時期からのう蝕（むし歯）予防として、適切な歯みがき習慣の形成やフッ化物応用（フッ化物入り歯磨剤の使用、フッ化物歯面塗布等）の普及啓発の推進

・「咀しゃく機能獲得」・「食べる力」を育む取組の推進

・各種媒体による歯科保健の普及啓発

具体的な取組

【こども青少年局子育て支援部管理課】

・離乳食講習会案内及び離乳食指導（３か月児健康診査時）

・離乳食講習会

・１歳６か月児健康診査(幼児歯科保健個別指導・フッ化物塗布)

・３歳児健康診査(幼児歯科保健個別指導・フッ化物塗布)

・乳幼児歯科健診従事者研修



【健康局健康推進部健康づくり課】

・地域に対する歯科保健の普及啓発及び口腔衛生指導（生涯歯科保健推進事業）

・歯科健康相談

目標項目と指標

３歳児で４本以上のう蝕のある歯を有する者の割合の減少

現状値 2.8%　⇒　目標値 0%

２ 少年期

現状と課題

（現状）

12 歳児でう蝕（むし歯）のない者の割合は増加しているが、全国に比べて低い。

平成 30(2018)年度		令和３(2021)年度	
64.6%	⇒	69.1%	【大阪市】
67.3%	⇒	71.7%	【国】※

（課題）

自己による生活習慣（食習慣、歯みがき習慣等）を定着させることが重要である。

取組の方向性

・う蝕（むし歯）予防として、正しい歯みがき方法の定着や、フッ化物応用（フッ化物入り歯磨剤の使用、フッ化物歯面塗布等）の普及啓発の推進

・歯周病予防のため、適切な歯みがき習慣の形成および定着

・噛み方や食べる速さにも着目した「よく噛んで味わって食べる力」を育む取組の推進

・各種媒体による歯科保健の普及啓発

具体的な取組

【教育委員会事務局指導部】

・学校歯科健康診断

・歯みがき指導(小学校２年生)

・フッ化物洗口(小学校４年生)

・歯・口の健康教室(小学校６年生)

・歯・口の健康づくり教室(中学校)



【健康局健康推進部健康づくり課】

・歯科健康相談

目標項目と指標

12 歳児でう蝕のない者の割合の増加

現状値 69.1% ⇒ 目標値 90.0%

※学校保健統計調査結果に基づく値

３ 青年期・壮年期

現状と課題

（現状）

・過去１年間に歯科健診を受診した者の割合は増加している。
　平成 28(2016)年度 48.3%　⇒　令和４(2022)年度 59.9%【大阪市】

・40 歳以上における歯周炎を有する者の割合は横ばいで、改善がみられない。
　平成 30(2018)年度 67.0%　⇒　令和４(2022)年度 66.6%【大阪市】

（課題）

歯科健診受診の重要性や歯周病検診の意義について、引き続き周知啓発していくことが重要である。

取組の方向性

・歯周病検診の受診勧奨
・かかりつけ歯科医をもち、定期的に受診する必要性の啓発
・働き世代の歯周病予防、歯の喪失予防の取組の推進
・歯周病と生活習慣病（NCDs）との関連性の啓発
・各種媒体による歯科保健の普及啓発

具体的な取組

【健康局健康推進部健康づくり課】



・歯科健康相談　・歯周病検診（個別勧奨を含む）
・訪問口腔衛生指導　・地域健康講座による歯科保健の普及啓発
・地域に対する歯科保健の普及啓発及び口腔衛生指導（生涯歯科保健推進事業）
・職域保健に対する歯科保健普及啓発事業
・食育と連携した歯科保健の啓発（出前講座・広報紙含む）

【こども青少年局子育て支援部管理課】

・妊婦歯科健康診査　・妊婦教室　・離乳食講習会



【福祉局生活福祉部自立支援課】

・歯科健康相談

目標項目と指標

・過去１年間に歯科健診を受診した者の割合の増加(20 歳以上)
　現状値 59.9%　⇒　目標値 70.0%以上
・40 歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少(40～70 歳)
　現状値 66.6%　⇒　目標値 59.4%以下
・50 歳以上における咀嚼良好者の割合の増加
　現状値 73.6%　⇒　目標値 80.0%以上
・60 歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少　※
　現状値 31.3%　⇒　目標値 21.9%以下

※中間見直し時に"60 歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合"に変更予定

４ 高齢期

現状と課題

（現状）

・50 歳以上における咀嚼良好者の割合は、国の現状値と大きな乖離がない。
令和４(2022)年度 73.6%【大阪市】、令和元(2019)年度 72.2%【国】　※１

・80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合は増加し、目標値を達成、国の値（51.6%）とも近似している。
平成 28(2016)年度 42.5%　⇒　令和４(2022)年度 51.8%【大阪市】
平成 28(2016)年度 51.2%　⇒　令和４(2022)年度 51.6%【国】

・「60 歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合」は残存歯数の増加に伴い、増加していくことが予測される。

（課題）

口腔機能の維持・向上の重要性等について、引き続き周知啓発していくことが重要である。

取組の方向性

・噛み方や食べる速さに着目した「よく噛んで味わって食べる」重要性の理解の促進
・低栄養予防・誤嚥性肺炎の防止・口腔機能の維持・向上に関する市民及び関係職種への普及啓発
・歯周病・根面う蝕などの歯科疾患の普及啓発
・8020 運動の推進、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診受診の必要性の啓発
・各種媒体による歯科保健の普及啓発

具体的な取組

【福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課】

・かみかみ百歳体操等の住民主体の通いの場における普及啓発活動の充実
・かみかみ百歳体操への歯科保健専門職の派遣
・口腔機能向上のための体操
・口腔ケアの方法等を取り入れた介護予防教室の実施
・介護予防事業におけるオーラルフレイルチェック（基本チェックリスト３項目）
・健康づくりひろげる講座における歯科保健の啓発
・介護予防地域健康講座による歯科保健の普及啓発

【福祉局生活福祉部保険年金課】

・特定健診集団実施会場での低栄養予防にかかる普及啓発
・後期高齢者医療訪問歯科健診（個別勧奨を含む）

	【健康局健康推進部健康づくり課】 ・歯科健康相談 ・歯周病検診（個別勧奨を含む） ・訪問口腔衛生指導 ・地域健康講座による歯科保健の普及啓発 ・オーラルフレイルの普及啓発事業 ・食育と連携した歯科保健の啓発（出前講座・広報紙含む） ・職域保健に対する歯科保健普及啓発事業 
	【福祉局生活福祉部自立支援課】 ・歯科健康相談
目標項目と指標	
	・過去１年間に歯科健診を受診した者の割合の増加(20 歳以上) 現状値 59.9% ⇒ 目標値 70.0%以上 ・40 歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少(40～70 歳) 現状値 66.6% ⇒ 目標値 59.4%以下 ・50 歳以上における咀嚼良好者の割合の増加 現状値 73.6% ⇒ 目標値 80.0%以上 ・60 歳以上における未処置歯を有する者の割合の減少 ※２ 現状値 31.3% ⇒ 目標値 21.9%以下 ・80 歳（75～84 歳）で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 現状値 51.8% ⇒ 目標値 65.0%以上 

※１　対象とする年齢が大阪市 50～84 歳、全国 50 歳～上限なし

※２　中間見直し時に"60 歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合"に変更予定

第４章　歯と口腔の健康づくりを支える社会環境整備



１　かかりつけ歯科医での予防管理の推進

- ○　全てのライフステージを通じて歯と口腔の健康を維持していくためには、日常的に自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、定期的に歯周病検診や保健指導、専門家による歯の手入れを受けることができる「かかりつけ歯科医」を持つことが大変重要です。
- ○　かかりつけ歯科医は、安全・安心な歯科保健医療サービスを提供するとともに、生涯にわたる歯と口腔の健康や全身の健康づくりを支援するなど地域医療の一翼を担っています。
- ○　市民が自ら積極的に歯周病検診や保健指導、専門家による歯の手入れを受けられるよう、かかりつけ歯科医の機能を正しく理解するための周知方法などについて検討を進めていきます。

２　サポートを必要とする方（障がい（児）者・介護を必要とする高齢者）の支援

- ○　自らが行う口腔ケアが十分でないために、歯肉の炎症を引き起こしたり、咀しゃく機能の低下などにより食物が口の内に停滞し、口の中に汚れが残りやすくなることでう蝕（むし歯）や歯周病のリスクが増すため、保護者や介助者による口腔ケアが重要になります。
- ○　このような場合、かかりつけ歯科医での定期的・継続的な口腔衛生管理も欠かせず、保健医療・福祉などの関係機関が連携協力して取り組む環整境備が必要となります。
- ○　保健医療・福祉（介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者など）と連携できる体制を構築し、自らが行う口腔ケアが困難な方の歯と口腔の衛生管理が定着するよう検討を進めていきます。
- ○　また、サポートを必要とする方の介助者などに対し、日常の口腔ケアの介助や定期的に歯周病検診や保健指導、専門家による歯の手入れを受けることの大切さを理解してもらうことが必要であるため、その啓発方法について検討を進めていきます。

３　災害時における歯と口腔の健康づくり

- ○　「熊本地震」「大阪府北部地震」「能登半島地震」など、多くの尊い生命や財産を奪った大規模な地震が相次いで発生しており、近い将来、東・南海地震や、これらが連動した南海トラフにおける巨大地震が発生するといわれています。さらに、各地で台風や豪雨など様々な自然災害が発生しており、今まで以上に災害に対する備えが必要となっています。
- ○　災害時には、避難所の生活環境、水不足による口腔清掃不良により、口腔内が清潔に保たれず口腔の不衛生が原因で誤えん性肺炎などを引き起こすことも考えられます。
- ○　また、義歯を紛失したことで「食べにくさ」による栄養低下が原因で全身状態が悪化したり、栄養状態が悪くなり抵抗力が低下し、誤えん性肺炎などを引き起こし、最悪の場合、死に至るケースが発生することも考えられます。
- ○　災害時における歯と口腔の健康被害を防ぐためにも、行政の役割を明確化したうえ、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育団体などの協力を得て災害時における保健医療救護体制づくりなどの検討を進めていきます。

歯と口腔の健康づくりを支える社会環境整備

現状と課題

●かかりつけ歯科医での予防管理推進

全てのライフステージを通じて歯と口腔の健康を維持するために、日常的に歯と口腔の健康づくりに取り組み、定期的に歯周病検診や保健指導、専門家による歯の手入れを受けることができる「かかりつけ歯科医」を持つことが重要。

◆サポートを必要とする方（障がい（児）者・介護を必要とする高齢者）の支援

自らが行う口腔ケアが十分でない場合、口の中に汚れが残りやすくなることでむし歯（う蝕）や歯周病のリスクが増加する。

介助者に対し、口腔ケアの介助や定期的に歯周病検診や保健指導、専門家による歯の手入れを受けることの大切さを理解してもらうことが必要。

□災害時における歯と口腔の健康づくり

近い将来、南海トラフにおける巨大地震が発生するといわれており備えが必要。

避難所の生活環境により口腔内が清潔に保たれにくく、誤嚥性肺炎のリスクが増大する。

取組の方向性

●かかりつけ歯科医の機能を正しく理解するための普及啓発

◆自らが行う口腔ケアが困難な方の歯と口腔の衛生管理の定着

◆保健医療・福祉（介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者など）と連携できる体制の構築

□災害時における保健医療救護体制づくりの検討

具体的な取組

●【健康局健康推進部健康づくり課】

・歯周病検診、歯科健康相談、出前講座における普及啓発

◆【福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課】

・口腔機能の維持・向上の普及啓発

◆【福祉局生活福祉部保険年金課】

・後期高齢者医療訪問歯科健診（個別勧奨を含む）

・訪問口腔保健指導

◆【健康局健康推進部健康づくり課】

・訪問口腔衛生指導



□【健康局健康推進部健康施策課】

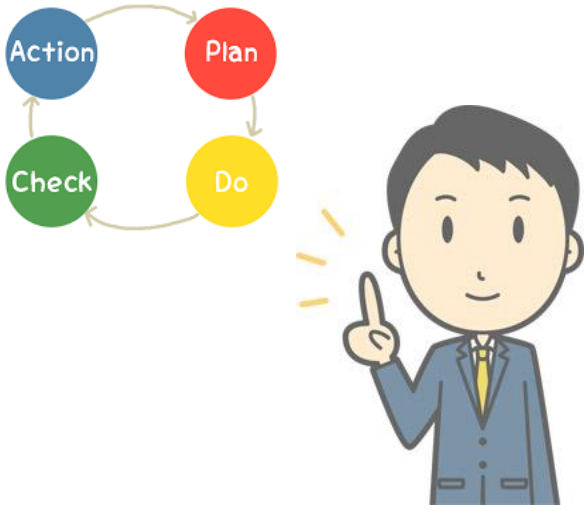
・各区における区歯科医師会との災害時における医療救護活動への連携強化（協定書の締結等）

第５章　歯と口腔の健康づくりアクションプランの進捗管理について

○　本アクションプランは、計画（Plan）、実行（Do）、成果・効果の分析・評価（Check）、改善・見直し（Action）を基本とした PDCA サイクルにより進行管理を行います。

○　具体的には、すこやかアクションプラン（P）の「歯と口腔の健康分野」を踏まえて事業を実施し（D）、事業評価や推進方法を検討（C）します。令和 17（2035）年度までの間に事業の見直し、新規事業が創設された場合や事業が終了した場合は、アクションプランへの追加・修正等（A）を行い対応するものとします。

○　また、アクションプランを推進する 12 年間は、次期計画に向けた準備期間としても位置付け、本市の健康課題や社会情勢の変化等の状況に適切に対応した歯と口腔の健康づくり施策の方向性を検討していき、引き続き大阪市民の歯と口腔の健康づくりを推進します。



参考

大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例

（目的）

第１条　この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号。以下「法」という。）の趣旨等にのっとり、本市が推進する歯と口腔（くう）の健康づくり（歯科疾患の予防、治療等による歯、口腔（くう）その他全身の健康の保持及び増進をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、本市の責務等を明らかにするとともに、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策（本市が実施する歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策をいう。以下同じ。）の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1)　市民が、歯と口腔（くう）の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること

(2)　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔（くう）とこれらの機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔（くう）の健康づくりを推進すること

(3)　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔（くう）の健康づくりを推進すること

（本市の責務）

第３条　本市は、前条の基本理念にのっとり、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

（保健医療等関係者の責務）

第４条　保健医療等関係者（法第４条に規定する歯科医療等業務その他保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務であって歯と口腔（くう）の健康づくりに関するものに従事する者をいう。）は、歯と口腔（くう）の健康づくりに資するよう、適切にその業務を行うとともに、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、従業員の歯と口腔（くう）の健康づくりの推進を図るため、従業員が定期的な歯科検診の受診等（定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができるために必要な配慮をするよう努めるとともに、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、歯と口腔(くう)の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的な歯科検診の受診等を行うことにより、歯と口腔(くう)の健康づくりに努めなければならない。

（施策の推進）

第７条　本市は、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための施策として、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1)　歯と口腔(くう)の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯と口腔(くう)の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進

(2)　市民への定期的な歯科検診の受診等の勧奨

(3)　障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的な歯科検診の受診等を行い、又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的な歯科検診の受診等を行い、又は歯科医療を受けることができるようにするための必要な施策

(4)　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患及びその重症化の予防のための施策

(5)　歯と口腔(くう)の健康づくりに関する調査及び研究並びにこれらに関する情報の公表

(6)　保険者（社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）第１条に規定する保険者をいう。）に対する被保険者等が定期的な歯科検診の受診等を行うことができるようにするための必要な施策

(7)　前各号に掲げるもののほか、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関し必要な施策

（施行の細目）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第3次)」の概要

1　計画の基本的事項

策定の趣旨・背景

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」の後継計画

・平成13(2001)年度～平成24(2012)年度:すこやか大阪21 ※平成19(2007)年度 計画改定
・平成25(2013)年度～平成29(2017)年度:すこやか大阪21(第2次)
・平成30(2018)年度～令和5(2023)年度:すこやか大阪21(第2次後期)

計画の位置づけ

健康増進法第8条の規定に基づく市町村健康増進計画

計画期間

令和6(2024)年度～令和17(2035)年度　12か年計画
※中間年の令和11(2029)年度に、点検・見直しを実施

2　すこやか大阪21(第2次後期)計画の評価・課題

全体目標の評価

■「健康寿命の延伸」

男女とも平均寿命、健康寿命は策定時より延伸したが、「平均寿命の延びを上回る健康寿命の延び」には至らず目標は未達成。

	大阪市 平均寿命		大阪市 健康寿命		平成27年→令和3年 増加分	
	平成27(2015)年	令和3(2021)年	平成27(2015)年	令和3(2021)年	平均寿命	健康寿命
男性	78.87	+0.70年 → 79.57	77.14	+0.46年 → 77.60	+0.70	＞ +0.46
女性	86.39	+0.89年 → 87.28	82.63	+0.54年 → 83.17	+0.89	＞ +0.54

大阪市データ：厚生労働科学　健康寿命研究による「健康寿命算定プログラム」で算定

分野別目標の評価

■13分野(76項目)の目標

評価のできた目標項目のうち、A「目標値に達した」とB「目標値に達していないが改善傾向にある」を合わせ策定時と比較して、全体の5割弱(45.8%)の改善がみられた。**一部の指標(特に生活習慣病に関するもの)は悪化していた。**

評価区分(策定時のベースライン値と直近の実績値を比較)	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底及びこころの健康づくり	ライフステージに応じた生活習慣の改善	健康を支え、守るための地域づくり	全体
A 目標値に達した	5	13*		18
B 目標値に達していないが改善傾向にある	9	6		15
C 変わらない	6	19	1	26
D 悪化している	10	2	1	13
E 評価困難	4			4
合 計	34	40	2	76

＊1項目については参考値で評価

○悪化した目標項目(評価区分D)
・胃がん検診(大阪市がん検診受診者、40歳以上)
・乳がん検診(大阪市がん検診受診者、40歳以上)　} がん
・高血圧有病者割合（男性・女性）
・脂質異常有病者割合(男性)
・メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合(男性・女性)
・糖尿病有病者割合(男性・女性)
・肥満者割合(40-69歳代、男性・女性)　} NCDs(生活習慣病)関連
・骨粗しょう症検診受診者数(大阪市実施分、18歳以上)　……骨粗しょう症
・ボランティア活動や趣味などに自主的に取り組む者の割合(20歳以上)　……社会参加

取り組むべき課題

- がん検診受診率低値 → ヘルスリテラシー※)の向上による、行動変容の促進
 ※)健康に関する必要な情報を入手し、理解して活用できる能力
- NCDs(生活習慣病)関連指標の悪化 → 健康に関心が薄い者を含む幅広い世代への、性差や年齢等を考慮したアプローチ
- 骨粗しょう症検診受診率低値 → 社会構造の変化(高齢化)を踏まえた生活機能の維持・向上をめざした取組

社会参加の減少 → ソーシャルキャピタル(地域に根差した信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本)の醸成・健康につながる基盤づくり

3　計画の基本理念・方向性

基本理念

全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現

新たな視点

■ 誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）
・社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進。

■ より実効性をもつ取組の推進（Implementation）
・一部の指標が悪化しており、個人の行動と健康状態のさらなる改善を促す必要があることから、「より実効性をもつ取組」を推進。

基本的な方向性

■ライフコースアプローチ※)を踏まえた健康づくり

■個人の行動と健康状態の改善
(1)生活機能の維持・向上　(2)ライフステージに応じた生活習慣の改善

■社会環境の質の向上
(3)健康を支え、守るための地域づくり

※)胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

4　基本的な方向性のイメージ図

新：新たな方向性

全体目標 ： 健康寿命の延伸

社会的・経済的な状況を踏まえ、健康寿命に関連する各分野の取組を進めることで、
健康指標の底上げをめざし、市民全体の健康状態を改善する

新 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

新 個人の行動と健康状態の改善

新 社会環境の質の向上

新 **(1) 生活機能の維持・向上**

【NCDs※)(生活習慣病)の発症予防・重症化予防】

- ㋐ がん
- ㋑ 循環器疾患
- ㋒ 糖尿病
- ㋓ COPD（慢性閉塞性肺疾患）
- ㋔ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）
- ㋕ 骨粗しょう症
- ㋖ こころの健康

※)NCDs：非感染性疾患(Non-communicable diseases)

(2) ライフステージに応じた生活習慣の改善

㋐栄養・食生活	㋑身体活動・運動	㋒休養・睡眠	㋓アルコール	㋔たばこ	㋕歯・口腔の健康
① 適正体重の維持（児童・生徒における肥満傾向児の減少） ② 適切な量と質の食事の摂取	① 身体活動量の増加	① 睡眠による休養の確保 ② 睡眠時間が十分に確保できている者の増加	① 適正な飲酒 ② 20歳未満の者の飲酒防止 ③ 妊娠中の飲酒防止	① たばこをやめたい人の禁煙 ② 20歳未満の者の喫煙防止 ③ 妊娠中の喫煙防止 ④ 受動喫煙防止 (3)㋑ 再掲	① 定期的な歯科健診の受診 ② 歯周病予防 ③ 口腔機能の維持・向上 ④ う蝕予防 ⑤ 歯の喪失予防

新 **(3) 健康を支え、守るための地域づくり**

㋐社会とのつながり、こころの健康の維持・向上	㋑健康へと導く基盤づくり
① 地域の人々とのつながりが強いと思う者の増加 ② 社会活動（就労含む）を行っている者の増加 ③ 共食の増加 ④ ゲートキーパーの増加	① 食をとりまく環境の整備 ② 住民が運動しやすい環境づくり ③ 受動喫煙防止

5　目標項目

全体目標　健康寿命の延伸（平均寿命の延びを上回る健康寿命の延び）

新 ： 新たな目標項目

分野別の目標 ： 15分野（73項目）の目標設定

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり ／ 個人の行動と健康状態の改善 ／ 社会環境の質の向上

(1)生活機能の維持・向上

NCDs（生活習慣病）の発症予防・重症化予防	がん	新 がんの年齢調整罹患率の減少
		がんの年齢調整死亡率の減少
		市民全体のがん検診受診率向上
	循環器疾患	脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少
		高血圧の改善
		脂質（LDLコレステロール）高値の者の減少
		メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の減少
		特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
	糖尿病	新 糖尿病性腎症による新規透析患者導入患者数の減少
		糖尿病有病者割合の増加の抑制
		血糖コントロール不良者割合の減少
	COPD（慢性閉塞性肺疾患）	新 COPDによる死亡率の増加の抑制
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）		新 足腰に痛みのある高齢者の増加の抑制
骨粗しょう症		骨粗しょう症検診受診率の向上
こころの健康		新 心理的苦痛を感じている者の増加の抑制

(3)健康を支え、守るための地域づくり

社会とのつながり、こころの健康の維持・向上	地域の人々とのつながりが強いと思う者の増加
	ボランティア活動や趣味などに自主的に取り組む者の割合の増加
	昼食を一人で食べる人の割合の減少
	新 ゲートキーパー養成者数の増加
健康へと導く基盤づくり	やさいTABE店の登録店舗数の増加
	新 栄養管理を行っている特定給食施設（病院及び介護保険施設を除く）の割合
	気軽に運動できる機会の増加
	望まない受動喫煙（家庭・職場・飲食店）の機会を有する者の割合の減少

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり ／ 個人の行動と健康状態の改善

(2)ライフステージに応じた生活習慣の改善

栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加 ・肥満者割合（40～69歳） ・女性のやせの割合 （20～39歳） ・低栄養傾向の者の割合（65歳以上）
	新 児童・生徒における肥満傾向児の減少
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加
身体活動・運動	軽く汗をかく運動の継続者の増加
	新 運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少
休養・睡眠	睡眠で休養が取れている者の増加
	新 睡眠時間が6～9時間の者の増加（60歳以上は6～8時間）
アルコール	新 生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の減少
	20歳未満の者の飲酒をなくす
	妊娠中の飲酒をなくす
たばこ	20歳以上の者の喫煙率の減少
	20歳未満の者の喫煙をなくす
	妊娠中の喫煙をなくす
	望まない受動喫煙（家庭・職場・飲食店）の機会を有する者の割合の減少
歯・口腔の健康	過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加
	40歳以上における歯周炎を有する者の割合の減少
	50歳以上における咀嚼良好者割合の増加
	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合の減少
	12歳児でう蝕のない者の割合の増加
	新 60歳以上のにおける未処置歯を有する者の割合の減少
	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加